

蒲郡市民間保育所等運営費補助金交付要綱

(通則)

第1条 蒲郡市民間保育所等運営費補助金（以下「補助金」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第32条により設置された社会福祉法人等が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項により設置する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第12条により設置する幼保連携型認定こども園（保育所から移行したこども園に限る。）の教育、保育等の内容の充実及び施設の運営改善を図るため、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和57年蒲郡市条例第7号）及び蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象とする経費は人件費とし、このうち市長が認める経費について補助金を交付する。

(補助金の額)

第3条 補助金の交付額は、別表補助金算出基準表のとおりとする。

(補助金の使途)

第4条 補助金の使途は、別表補助金算出基準表のとおりとし、原則他に流用してはならない。

(申請の手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、蒲郡市民間保育所等運営費補助金交付申請書（第1号様式）を市長が定める期日までに提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、速やかに補助金の交付を決定し、蒲郡市民間保育所等運営費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、当該申請書を提出した者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から7日以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(変更申請の手続)

第7条 第5条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請内容を変更しようとするときは、速やかに蒲郡市民間保育所等運営費補助金変更申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事情変更による交付決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を受けなければならない。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）後に交付する。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、その全部又は一部を概算払い又は前金払いにより交付することができる。

(関係書類の整備)

第11条 補助事業者は、補助事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

2 前項の書類、帳簿類は、補助事業の完了後5年間保存するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い期日までに蒲郡市民間保育所等運営費補助金実績報告書（第4号様式）に必要書類を添えて、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、交付すべき補助金の額を額定し、蒲郡市民間保育所等運営費補助金確定通知書（第5号様式）により、補助事業者に通知しなければならない。

(補助金の不交付)

第13条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の全部又は一部を交付しないことがある。

- (1) 愛知県の指導監査の結果、改善措置命令が発せられたもの
- (2) 法令及び法令に基づいて行う行政庁の処分若しくは定款又は寄附行為に違反したもの
- (3) その他法人又は施設の運営が著しく適正を欠いているもの
(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月18日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年1月12日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定による諸様式の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年9月25日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

補助金算出基準表

補助金の使途	当該保育所等に配置された職員の給与、賃金及び各種保険料等事業主負担金
補助金額	各月初日の年齢区分及び保育必要量区分ごとの利用子ども数 ×（加算額－管理額）／2（1,000円未満切捨て）

備考

- 1 加算額とは、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）別表第2（以下「別表第2」という。）に規定する処遇改善等加算（区分1及び区分2）の算式から加算率（c）を除いて算出したものに100を乗じた額をいう。
- 2 管理額とは、国の定める当該年度の「私立保育所の運営に要する費用について」の処遇改善等加算（区分1）のうち管理費に係る加算率に100を乗じて得たものに別表第2に規定する処遇改善等加算（区分1及び区分2）の地域区分等に応じた単価を乗じて算出した額をいう。

第 1 号様式（第 5 条関係）

蒲郡市民間保育所等運営費補助金交付申請書

年 月 日

蒲郡市長 様

住所

氏名

（団体の場合は所在地、団体名及び代表者名）

蒲郡市民間保育所等運営費補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり申請
します。

補 助 年 度	年度
交 付 目 的 及 び 内 容	
交 付 申 請 額	円
補助事業の開始年月日 及び完了年月日（予定）	開始 年 月 日 完了 年 月 日
添 付 書 類	1 補助金算出調書 2 収入支出予算書

第2号様式（第5条関係）

蒲郡市民間保育所等運営費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

蒲郡市長

年 月 日付けで交付申請のあった 年度蒲郡市民間保育所等運営費補助金については、蒲郡市民間保育所等運営費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付することを決定します。

記

1 補助事業の内容

2 補助金交付額 円

第 3 号様式（第 7 条関係）

蒲郡市民間保育所等運営費補助金変更申請書

年 月 日

蒲郡市長 様

住所

氏名

（団体の場合は所在地、団体名及び代表者名）

次のとおり事業計画を変更したいので、蒲郡市民間保育所等運営費補助金交付要綱第 7 条の規定により申請します。

補 助 年 度	年度	
交 付 決 定 年 月 日	年 月 日	
交 付 決 定 通 知 番 号	蒲 第 号	
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
	変更内容	
変 更 理 由		
添 付 書 類	1 補助金算出調書 2 収入支出予算書	

第 4 号様式（第 1 2 条関係）

蒲郡市民間保育所等運営費補助金実績報告書

年 月 日

蒲郡市長 様

住所

氏名

（団体の場合は所在地、団体名及び代表者名）

蒲郡市民間保育所等運営費補助金交付要綱第 1 2 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

補 助 年 度	年度
交 付 決 定 年 月 日	年 月 日
交 付 決 定 通 知 番 号	蒲 第 号
交 付 目 的 及 び 内 容	
補助事業の開始年月日	開始 年 月 日
及び完了年月日（予定）	完了 年 月 日
補 助 金 交 付 決 定 額	円
補 助 金 既 交 付 額	円
補 助 金 精 算 額	円
添 付 書 類	1 補助金精算額調書 2 収入支出決算（見込）書

第 5 号様式（第 1 2 条関係）

蒲郡市民間保育所等運営費補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

蒲郡市長

年 月 日付けで交付決定した 年度蒲郡市民間保育所等運営
費補助金は 年 月 日付けで提出された実績報告書等を審査し、下
記のとおり、補助金交付額を確定したので、通知します。

記

補助金交付決定額 円

補助金交付確定額 円